

豫備試験片ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得。

第十五條 試験片ガ本章規定ノ諸試験ニ於テ其成績が規定ニ合格セザル場合註文者又ハ検査員ニ於テ之ガ適當ニ其ノ鑄鐵品ヲ代表セザルモノト認メタルトキハ其ノ試験片各1個ニツキ更ニ2個ノ試験片ニ依リ再試験ヲ行フ事ヲ得、此ノ場合ニ於テハ其ノ試験片ノ全部ガ合格スルコトヲ要ス。

### 第六章 檢 査

第十六條 鑄鐵品ハ其ノ質均一ニシテ巣等ノ缺點ナク破面ハ一様ナル粒狀ヲ呈スペシ。

鑄鐵品ハ表面平滑ニシテ角隅及び縁端共ニ充實シ湯口、押湯、鑄張リハ之レヲ完全ニ除去スル事ヲ要ス。

特ニ指定ナキ限り容易ニ加工シ得ルモノタル事ヲ要ス。

第十七條 鑄鐵品ノ形狀寸法及ビ重量ハ模型或ハ圖面ニ基キ検査シ其等ノ公差ハ註文者ノ指定ニヨル。

第十八條 試験片、分析試料又ハ試験品ニシテソノ試験成績ガ本規格ノ一部若シクハ全部ニ合格セザル時ニ其ノ代表スル鑄鐵品全部ヲ不合格トス。

第十九條 鑄鐵品ニハ検査前塗装其ノ他表面ノ検査ニ妨げアル處理ヲ施ス事ヲ得ス。

第二十條 鑄鐵品ニハ製造所名又ハ其ノ記號及種別其他註文者ノ指定スル記號ヲ鑄出シ且本規格ニ合格シタルモノニハ検査済ノ證印其他註文者ノ指定スル記號ヲ刻印スルモノトス、但シ註文者ノ承認ニ依リ適當ノ方法ヲ以テ刻印又ハ鑄出シニ代フル事ヲ得。

### 鐵道省修正案

鐵道省提出 一般鑄鐵品規格中下記ノ通り訂正ス。

第九條 破壊試験ハ鑄鐵品第一種ニ適用シ註文者ノ指定アリタル場合ニ之ヲ行フモノトス。

破壊試験ハ鑄鐵品又ハ其ノ鑄臍、湯口等ヲ破壊シ其ノ破面ヲ檢スルモノトス。

第十條 抗張試験又ハ曲げ試験ハ第一種ヲ除ク各種鑄鐵品ニ適用シ、次表ニ示ス試験片ニヨリ之ヲ行ヒ次ノ規定ニ合格スル事ヲ要ス。

但シ第二種ニ對シテハ特ニ註文者ノ指定ナキ限り抗張試験ハ行ハザルモノトス。

	試験片寸法	
	鑄放シ寸法 mm	仕上リ寸法 mm
抗張試験片	徑 30 長 —	平行部徑 20 長 50
曲げ試験片	徑 30 長 650	—

種 別	抗張試験	曲げ試験	
	抗張力 kg/mm <sup>2</sup>	曲げ係數 kg/mm <sup>2</sup>	撓 ミ mm
第二種	14 以上	28 以上	7 以上
第三種	18 "	34 "	7 "
第四種	24 "	42 "	8 "

曲げ試験ニアリテハ黒皮ノ儘之レヲ行ヒ支點間距離ハ 600mm トシ荷重點ノ轉子及ビ支點ノ轉子ノ徑ハ 20mm ニシテ兩支點間ノ中點ニ徐々ニ荷重スルモノトス。

第十一條 表中供試材鑄造法欄ヲ下記ノ通り改ム。

鑄鐵品 1個 仕上り重量	抗張試験 片ノ數	曲げ試験 片ノ數	供 試 材 鑄 造 法
500 kg 以上			供試材ハ鑄鐵品本體ニ連結シテ鑄造スルモノトス、但シ註文者又ハ検査員ノ承認ヲ經テ別箇ニ鑄造スルコトヲ得、コノ場合鑄型ハ鑄鐵品ト同種ノモノヲ用キ可及的鑄鐵品ト同一條件ノ下ニ同一熔銑ヨリ縦注ギニテ鑄造スルコトヲ要ス。
500 kg 未満			供試材ハ鑄鐵品ト連結又ハ別箇ニ鑄造スルモノトス。

第十二條 削除

## 鑄 鐵 品 規 格 案

(日本鑄物協會案)

### 第一 章 種 別

第一條 本規格ニ於テ規定スル鑄鐵品ハ之ヲ次ノ四種ニ區分ス。

第一種	第二種	第三種	第四種

### 第二 章 製 造 法

第二條 鑄鐵品ハ特ニ指定ナキ限り鎔銑爐又ハ適當ノ方法ニ依リ製造スルモノトス。

第三條 鑄鐵品ハ特ニ指定セラレタルモノニ限り適當ナル熱處理ヲ施スモノトス。

### 第三 章 化 學 試 験

第四條 鑄鐵品ノ化學試験ハ第四種鑄鐵品中特ニ指定サレタルモノニ限り行フモノトス。

磷 (%)	硫 黃 (%)
0.3	0.08

其磷及硫黃ノ含有量ハ右表ノ制限ヲ超過スルコトヲ得ズ。

第五條 前條成分ノ検定ハ製造所ニ於テ各試験片ヨリ採取セル試料ニ付キ之ヲ行フモノトス。

第六條 第四條ノ含有量ハ第四章以下ニ規定セル試験及検査ノ成績良好ニシテ註文者又ハ検査員ニ於テ使用ノ目的ニ適スルモノト認メタルトキハ本章ノ規定ニ依ラザルコトヲ得。

### 第四 章 抗張試験及其他

第七條 抗張試験及抗折試験ハ第一種ヲ除ク各鑄鐵品ニ對シテノミ行ヒ硬度試験及壓縮試験ハ特ニ指定ナキ限り之ヲ行ハザルモノトス。

第八條 抗張試験ニ在リテハ仕上リ直徑 20mm、平行部ノ長サ 25mm、壓縮試験ニ在リテハ徑 14mm、高サ 25mm、1 試験片ヲ用キ次表ノ規定ニ合格スルコトヲ要ス、但シ特ニ薄肉ノ製品ニ對シテハ本規格ヨリモ低下セシムルコトヲ得。